

【オーストラリア】 議会予算局による選挙公約の実施概算額の公表

専門調査員 外交防衛調査室主任 等 雄一郎

(本稿は、海外立法情報調査室在任中に執筆したものである。)

* 政党の選挙公約の信頼性向上等のため、各党の選挙公約とその実施概算額を「総選挙後報告」として公表する義務を議会予算局長に課す、2013年議会事務局改正(議会予算局長)法が2013年6月29日に制定され、9月7日の総選挙に適用された。

1 立法の背景と経緯

オーストラリアでは、1998年予算公正憲章法(以下「予算憲章法」)の制定により、総選挙の政党の公約の実施概算額を総選挙前に公表し、投票の判断材料にできる制度が整えられた。総選挙期間中に政権与党はその公約の概算を財務省及び金融省の事務次官に依頼することができ、野党第1党の党首も自党の公約に関して首相を通じて同様に概算を依頼できる。両事務次官は、それらの公約の実施概算額を投票日までに公表する義務を負うと共に、総選挙公示日後10日以内に経済財政見通しに関する「総選挙前報告」の公表義務を負う。この結果、投票の判断材料として与野党の公約に関する適切な情報が国民に提供されてきたという(注1)。

しかし、①野党第2党以下の少数党や無所属の立候補者は、予算憲章法に基づく公約の概算の依頼ができない点、②野党第1党の依頼が担当次官に直接行えずに首相経由であるため制度上与党に有利である点、③公表される実施概算額は、政党が政府に依頼を行った公約に限られる点などで、問題も残った。特に2010年の総選挙戦中、政府に依頼した野党による公約の概算の守秘事項が漏洩したとの報道から、当時の野党第1党・保守連合は自らの選挙公約の概算の政府への依頼を取り下げて民間会計事務所に依頼した。後にこの概算の方法が豪州監査基準手続に違反していることが判明し、公約の概算を民間に依頼することの問題点が指摘された(注2)。

その後、2011年議会事務局改正(議会予算局長)法(以下「2011年法」)により、独立で偏りのない財政分析や政策の概算を連邦議会に提供することを目的として、議会予算局(PBO)が2012年に設置されたのを機に、少数党や無所属の立候補者も総選挙期間中に公約した政策の概算依頼が可能となり、①の問題が解消された。

さらに、2013年3月、労働党政権のスワン(Wayne Swan)副首相兼財務相は、総選挙の各政党の選挙公約とその実施概算額を「総選挙後報告」として公表する義務を議会予算局長に新たに課す、2013年議会事務局改正(議会事務局長)法案を提案した。PBOの中立的な性格を利用して概算の信頼性を向上させて②や③の問題の解消を図るもので、同年6月29日に制定法となり(以下「2013年法」)、翌日施行された。同法は同年9月7日に実施された総選挙に適用され、10月18日に全442ページに及ぶ「総選挙後報告」がPBOから公表された。

2 立法の概要

議会予算局長への新任務追加等のため、2013年法は2011年法により改正されていた1999年議会事務局法（以下「1999年法」）をさらにいくつかの点で改正した。

第1に、1999年法の用語の定義（第7条）に新たに「指定議会内政党」を加え、これを総選挙直前の会期に連邦議会議員5人以上が所属する政党と定義した。

第2に、指定議会内政党に関する「総選挙後報告」の作成を議会予算局長の任務に追加した（第64E条第1項(da)）。

第3に、「総選挙後報告」について詳細を定める数条を追加した。まず、第64MA条を追加し、「総選挙後報告」の公表期限を選挙管理内閣期間終了日後30日以内とし、同報告には今後3年以内に財政に影響を与える全ての公約の実施概算の推計額を記載し、指定議会内政党に選挙公約を投票前日までに提出する義務を課す等を定めた。

次に、議会審議に基づいて第64MAA条が追加され、「総選挙後報告」には商取引情報や国家安全保障情報を含めないこと等、同報告の要件を定めた。

また、議会予算局長の情報収集権限強化のため、2か条が追加された。1つは、連邦各機関と同局長が締結する了解覚書による従来の情報収集権限を補完するための第64KA条である。同条により、同局長が選挙公約の概算に必要と認める場合には、情報提供が実務上困難なとき、商取引情報や安全保障情報の開示になるとき等を除き、連邦機関の長は同局長の情報提供の要求に応じなければならない。もう1つが第64MB条で、同局長が「総選挙後報告」作成のため選挙公約に関してさらに情報が必要と認める場合には、指定議会内政党及びその他選挙公約の財政的影響を計算するために同局長が必要と認める何人に対しても情報提供の要求が可能である旨を定めた。これら2か条により強化された同局長の情報収集の権限は、予算憲章法に基づいて財務、金融両省事務次官が選挙公約の概算のために有する権限に相応するものとなった（注3）。

さらに、第64MC条は、議会予算局長が「総選挙後報告」公表前に各政党に見解を求め、必要に応じ報告を修正し又は政党の見解を報告に掲載することを定めた。

注（インターネット情報は2013年10月22日現在である。）

(1) 田中秀明『財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ①：オーストラリア』

(RIETI Discussion Paper Series 04-J-033) 独立行政法人経済産業研究所 2004, p.10.

<<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j033.pdf>>

(2) Daniel Weight, “Parliamentary Service Amendment (Parliamentary Budget Officer) Bill 2013,” *Bills Digests* No. 119, 2012-13, pp.2-4.

<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/2480257/upload_binary/2480257.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/2480257%22>

(3) Revised Explanatory Memorandum, Parliamentary Service Amendment (Parliamentary Budget Officer) Bill 2013, 2013, p.14.

<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4996_ems_0212cd53-8d26-43ac-93d3-f98d6849cda0/upload_pdf/382198rem.pdf;fileType=application%2Fpdf>